

大麻取締法及び 麻薬及び向精神薬取締法 の一部改正について

大麻について

大麻について

- 大麻取締法により、栽培、所持が規制
- 古来より「繊維用」として栽培 ● 世界で最も乱用されている薬物
- 使用すると陶酔感が得られるとともに、視覚等の感覚が鋭敏になる
- 検挙者に占める若年層（30歳未満）の比率が高い（約69%）
- 欧州の一部の国、カナダ、アメリカの一部の州で医療用途（疼痛緩和等）での使用が認められている。

近年の大麻規制に係る動向

- 令和2年 国連麻薬委員会「麻薬に関する単一条約」の大麻のカテゴリー変更
「特に危険で医療用途ない麻薬」➡「乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす麻薬」（医療用途で使用可）
- 令和4年 大麻由来医薬品「エピディオレックス」の国内治験届出
（難治性てんかん治療薬）
- 国の動き 令和3年 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」
令和4年 厚生科学審議会に「大麻規制検討小委員会」を設置

大麻規制検討小委員会《取りまとめ概要》

1. 医療ニーズへの対応

- 国際整合性を図り、医療ニーズに対応する観点から大麻から製造され医薬品医療機器等法に基づく承認を得た医薬品の輸入、製造及び施用を可能とするべき

2. 薬物乱用への対応

- 医薬品の施用・受施用を除き、大麻の使用を禁止すべき（いわゆる使用罪）
- 薬物乱用者に対する回復支援の対策推進、薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策を充実すべき
- 従来大麻草の部位規制に代わり、成分に着目した規制を導入すべき

3. 大麻の適正な利用の促進

- カンナビジオール（CBD）などの大麻由来製品の安全かつ適切な流通管理のため、テトラヒドロカンナビノール（THC）の残留限度値を設定、明確化すべき

4. 適切な栽培及び管理の徹底

- 免許制度の適正な管理の下で、現行法の繊維又は種子を採取する目的に加え、新たな産業利用（CBD製品を含む）、医薬品原料の用途に向けた生産も栽培目的に追加すべき
- 現行用途及び新たな産業用途の大麻草栽培について、大麻草のTHC含有量の上限値を設定し、種子の管理により、上限値への適合性を確保すべき
- 欠格事由以外の免許基準を、統一的な免許・栽培管理基準として明確化すべき

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。

(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）

- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。

- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。

(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等的大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。

- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）